

議案第177号

京丹後市消防団条例の一部改正について

京丹後市消防団条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年11月28日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

消防団の組織体制の強化と消防力の維持向上を図るため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市消防団条例の一部を改正する条例

京丹後市消防団条例（平成16年京丹後市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第3条第2項中「特定の地域において規則で定める消防活動に限って従事する消防団員」を「機能別団員のうち特定の地域における消防団活動に限って従事する者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 機能別団員は、前項各号に規定する資格を有する者で、消防団員若しくは消防職員の経験を有する者又は消防団員としての必要な知識経験を有すると団長が認めた者とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（消防団員の種類及び定員）

第3条 消防団員の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基本団員 次号に規定する機能別団員以外の消防団員をいう。
- (2) 機能別団員 市長が定める特定の消防団活動に従事する消防団員をいう。

2 消防団員の定員は、1,538人とする。

第6条第2項第1号中「前条第2号」を「第5条第2号」に改める。

別表第1中「支援団員にあっては、5,000円」を「機能別団員にあっては10,000円とし、支援団員にあっては5,000円とする。」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

京丹後市消防団条例(平成16年京丹後市条例第219号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市消防団条例 第1条・第2条 (略)	京丹後市消防団条例 平成16年4月1日 条例第219号
(任命) <u>第3条</u> (略)	<u>第1条・第2条 (略)</u> <u>(消防団員の種類及び定員)</u> <u>第3条 消防団員の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</u> <u>(1) 基本団員 次号に規定する機能別団員以外の消防団員をいう。</u> <u>(2) 機能別団員 市長が定める特定の消防団活動に従事する消防団員をいう。</u> <u>2 消防団員の定員は、1,538人とする。</u>
2 団長は、必要があると認めるときは、 <u>特定の地域において規則で定める消防活動に限って従事する消防団員</u> (以下「支援団員」という。)を任命することができる。 <u>(定員)</u> <u>第4条 消防団員の定員は、1,730人とする。</u>	<u>(任命)</u> <u>第4条 (略)</u> <u>2 機能別団員は、前項各号に規定する資格を有する者で、消防団員若しくは消防職員の経験を有する者又は消防団員としての必要な知識経験を有すると团長が認めた者とする。</u> <u>3 団長は、必要があると認めるときは、<u>機能別団員のうち特定の地域における消防団活動に限って従事する者</u>(以下「支援団員」という。)を任命することができる。</u>
第5条・第5条の2 (略) (分限) 第6条 (略) 2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) <u>前条第2号</u> を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) (略) 第7条～第20条 (略) 別表第1(第14条関係)	第5条・第5条の2 (略) (分限) 第6条 (略) 2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) <u>第5条第2号</u> を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) (略) 第7条～第20条 (略) 別表第1(第14条関係)
階級	階級
年額報酬の額	年額報酬の額

現行		改正案	
団長	年額 189,000円	団長	年額 189,000円
副団長	年額 123,000円	副団長	年額 123,000円
分団長	年額 96,000円	分団長	年額 96,000円
副分団長	年額 57,000円	副分団長	年額 57,000円
部長	年額 43,000円	部長	年額 43,000円
班長	年額 40,000円	班長	年額 40,000円
団員	年額 36,500円 (<u>支援団員にあっては、5,000円</u>)	団員	年額 36,500円 (<u>機能別団員にあっては10,000円とし、支援団員にあっては5,000円とする。)</u>

別表第2 (略)

別表第2 (略)
附 則
この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 7 年 12 月 定例会

議案の件名	議案第 177 号 京丹後市消防団条例の一部改正について	政策等の区分	計画・事業・条例 その他()																		
『政策等の概要』		『市民参加の状況』																			
<p>近年、人口減少や就業形態の多様化に伴い、消防団員の確保と継続的な活動の維持が困難となる地域が増加している。</p> <p>この課題に対応するため、消防団内で協議を重ね、実情を踏まえた組織の見直しについて検討を進めてきた。</p> <p>今般、検討結果を踏まえ、条例定員の見直しを行うとともに、新たに機能別団員制度を設けるもの。</p>		有・無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)																			
『政策等の必要性』		『財源措置の状況』 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)																			
<p>消防団員の実員数と乖離している条例定員を見直すとともに、新たに機能別団員制度を設け、消防団員、消防職員の経験を有する者を活用することで、持続可能な消防力の維持を図る必要がある。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源												
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源																
『提案に至るまでの経緯』		『将来にわたる効果及び経費の状況』																			
<p>令和6年 4月 消防団再編に係る検討会を立ち上げ</p> <p>令和6年12月 消防団各方面隊に対する再編に係るヒアリングを実施</p> <p>令和7年 6月 消防団再編に係る検討会において、機能別団員の導入方針を決定</p> <p>令和7年10月31日 京丹後市特別職報酬等審議会（諮問）</p> <p>令和7年11月14日 京丹後市特別職報酬等審議会（答申）</p>		<table border="1"> <tr> <td>まちづくり 27の施策</td> <td>6</td> <td>地域ぐるみによる消防・救急体制の充実</td> </tr> </table> <p>○その他の計画(該当する場合のみ)</p> <table border="1"> <tr> <td>計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>		まちづくり 27の施策	6	地域ぐるみによる消防・救急体制の充実	計画名称		策定年度		計画期間										
まちづくり 27の施策	6	地域ぐるみによる消防・救急体制の充実																			
計画名称																					
策定年度																					
計画期間																					
『政策等の実施時期』		<table border="1"> <tr> <td>担当部局</td> <td>担当課</td> <td>添付資料（有の場合は、その名称）</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>総務課</td> <td>(有)・無 消防団組織見直し概要案 他</td> </tr> </table>		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	消防本部	総務課	(有)・無 消防団組織見直し概要案 他												
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）																			
消防本部	総務課	(有)・無 消防団組織見直し概要案 他																			

令和7年11月14日

京丹後市長 中山泰様

京丹後市特別職報酬等審議会
会長 山崎高雄

特別職の報酬の額について（答申）

令和7年10月31日付け7人事第1225号-3で諮問のあった「京丹後市消防団員の報酬の額の改定等」について、慎重かつ厳正に審議を行った結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 審議の結果

新たに導入する機能別団員制度における機能別団員の報酬の額については、本市における消防団組織及び活動の重要性を踏まえ審議し、次の結果となった。

（1）年額報酬

機能別団員 年額 10,000円 （新設）

（2）出動報酬

機能別団員 基本団員に同じ

（参考）

災害（3時間以内）	1回	3,000円
災害（3時間超～5時間以内）	1回	5,000円
災害（5時間超）	1回	8,000円
訓練	1回	2,000円

2 審議の内容

- （1）本市における消防団活動の重要性に鑑み、組織、体制の維持を図るため、機能別団員制度を導入し、報酬の額等を改定することについて異論はない。
- （2）機能別団員の年額報酬及び出動報酬の額について、近隣自治体との比較等からも適當であると考える。

以上のことなどを踏まえ、審議会における議論を総合的に勘案し、京丹後市消防団員の報酬の額等の改定について、新たに機能別団員制度を導入し、報酬額を改定することについて適当であるとの結論に達した。

3 参考

審議会の開催状況

第1回審議会 令和7年10月31日

京丹後市特別職報酬等審議会

会長	山崎 高雄
職務代理	藤井 美枝子
委員	石田 辰也
委員	丸田 智代子
委員	道家 徹司

京丹後市消防団組織見直し概要

【見直しの必要性と経過】

- ・人口減少や就業形態の多様化により、消防団員の確保や活動の維持が困難な地域が増加している。この課題に対応するため、消防団内で協議を重ね、実情を踏まえた組織の見直しについて検討を進めてきた。
- ・見直しの時期：令和8年4月1日

【見直しのポイント】

○組織体制

- ・消防団員の確保が困難となりつつある地域において、地域の消防力の維持・充実を図ることを目的として、消防団員や消防職員としての経験がある者の活用を促進するため、平成28年4月に導入した「支援消防団員制度」に加え、新たに「機能別団員制度」を創設する。
- ・地域の実情を踏まえつつ、分団及び部の再編並びに車両の配置換えを実施する。

○団員定員

- ・条例定員1,538人とする。

	条例定員	実人数
現行の団員数	1,730人	1,467人
見直し後の団員数	条例定員 1,538人	

【機能別団員制度】

- ・消防団等を退団した方が、その豊富な知識と経験を生かし、火災、風水害、地震等の有事の際や施設の維持管理等において、所属する分団の団員とともに活動を行う。

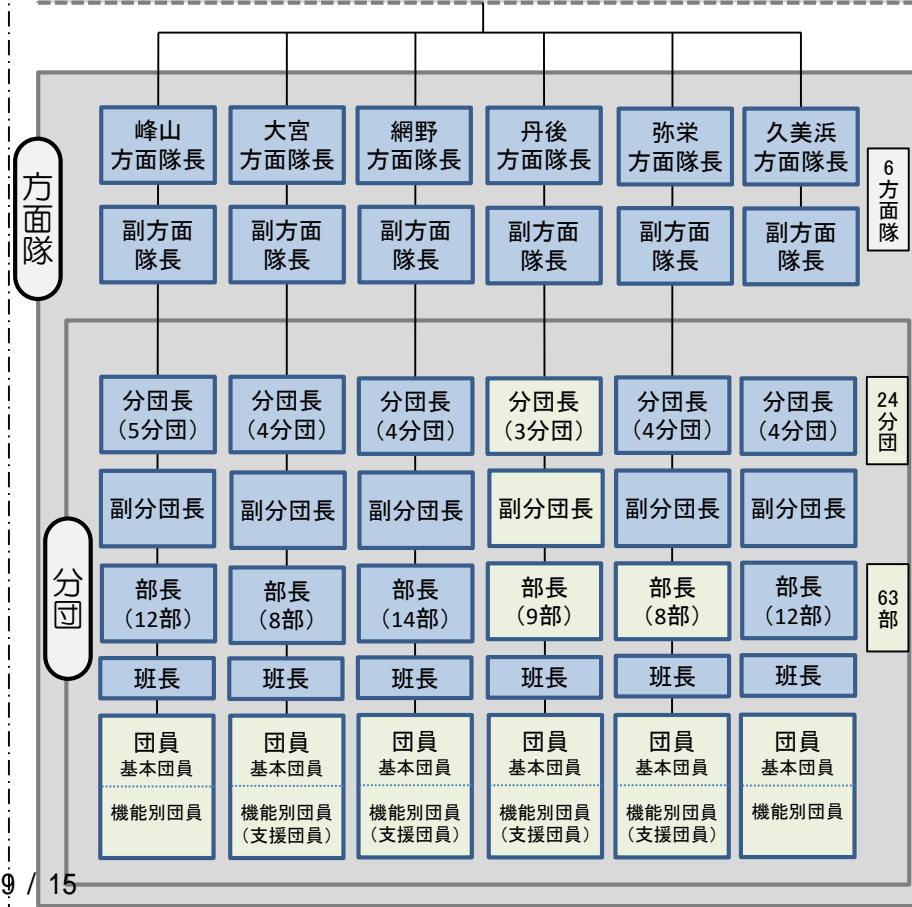
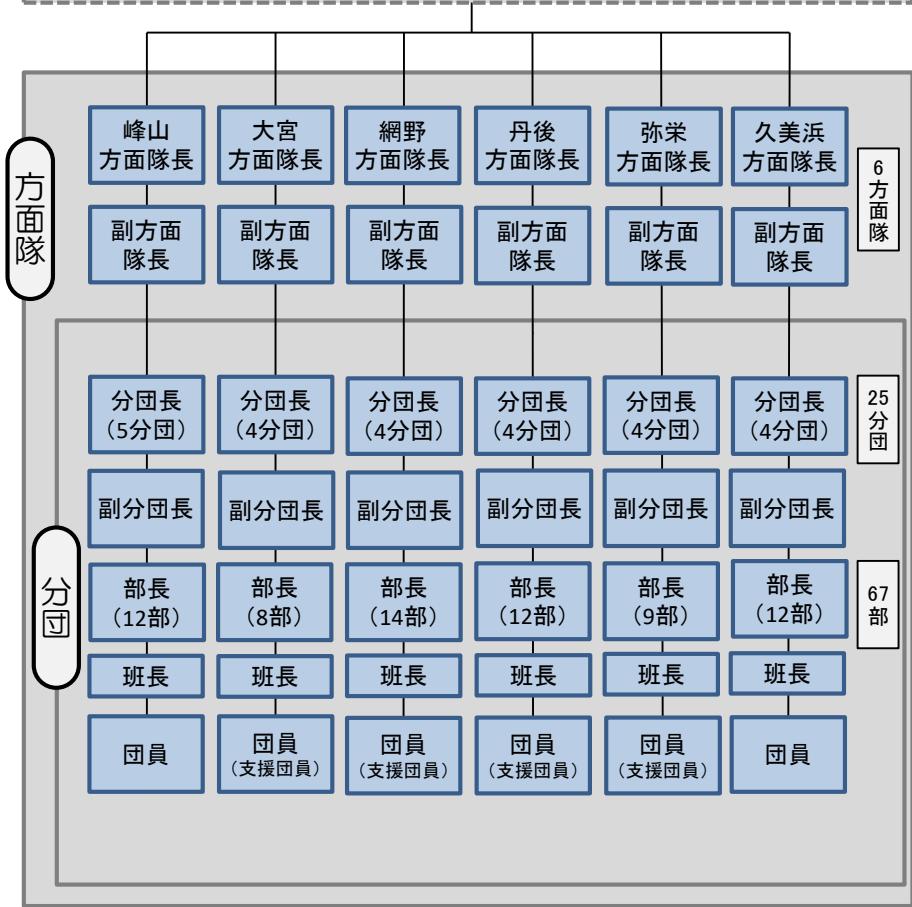
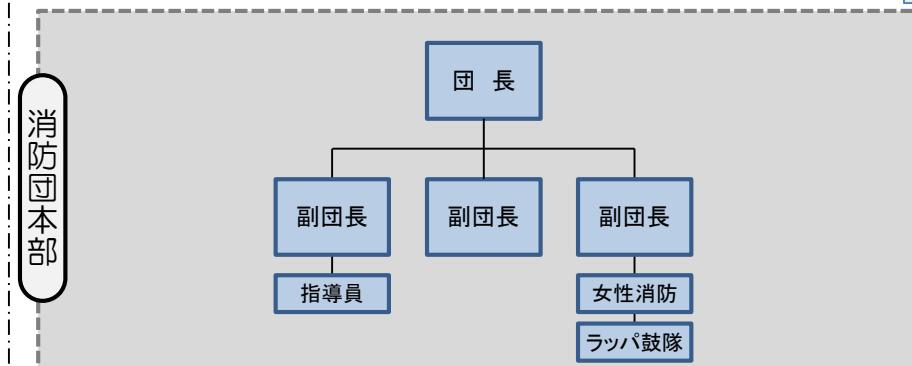
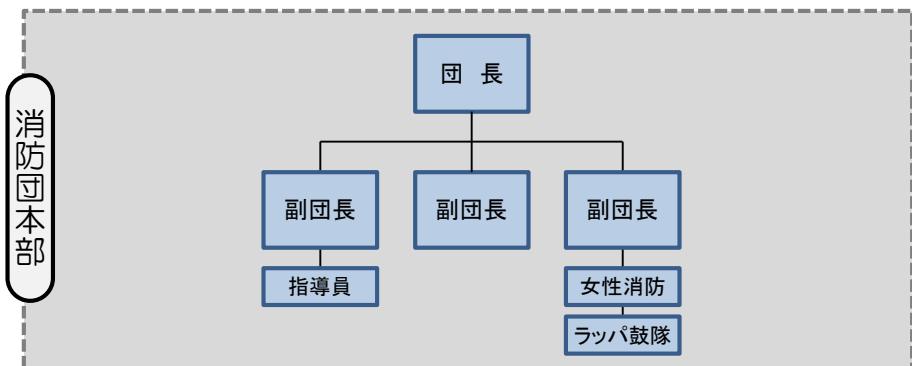
消防団員の種類	活動内容	
基本団員	全ての消防団活動	
機能別団員	特定の消防団活動(出動、車両・器具機材等の点検及び管理等)	
支援団員	特定の地域における特定の消防団活動 (分団管内における出動、車両・器具機材等の点検及び管理等)	

消防団組織図

見直し前

見直し後

団員の種類



京丹後市消防団 組織の再編成について

京丹後市消防団・消防本部

【再編成の必要性と経緯】

京丹後市消防団は、平成16年4月1日の京丹後市誕生とともに、旧6町消防団が合併し、1市1団として発足した。

1団としての統制を図り、体制や組織の見直しを進める中で、平成28年4月1日より、現在の消防団本部及び各町を6方面隊とする組織体制となった。

しかし、人口減少に伴う団員確保の困難化に加え、団員の高齢化や就業形態の変化による地元在住団員の減少、若年層の価値観の変化に起因する新規入団者数の減少など、消防団を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、多岐にわたる課題が山積している。

こうしたことから、京丹後市でも消防団協力事業所表示制度や消防団応援の店制度を導入し、側面的な支援策を実施してきたが、抜本的な改善には至っていないのが現状である。

この状況は、現行の組織体制や活動形態では持続的な消防力の維持が困難であることを意味しており、地域防災の要としての機能を将来にわたり確保するためには、限られた人員と資源を有効活用し、より実効性の高い体制へと再編成することが不可欠である。

以上を踏まえ、消防団の組織及び活動環境を見直し、団員が活動しやすく、地域に信頼される消防団を目指すものである。

【再編成の方針】

今回の再編成は、単なる分団・部の統合を目的とするものではなく、人口減少や団員の高齢化により厳しさを増す状況の中で、団員が長く安心して活動を続けられる仕組みを整えることを重視した。

特に、団員減少により活動継続が困難となっている地域からの切実な声も踏まえ、実情に即した再編成とするため、以下の点を基本方針として検討してきた。

- I) 車両・車庫の更新や組織体制の見直しは、必要な地域から段階的に進め、将来を見据えた持続可能な消防力を確保する。
- II) 団員の負担軽減や役職・訓練の見直しなど「活動しやすい環境づくり」を優先する。
- III) 高齢団員や消防団OBを受け入れる「機能別消防団員制度」の導入など、多様な人材の活用を図る。
- IV) 地域住民の理解と協力を得ながら、信頼される消防団の体制を築く。

【再編成の概要】

本再編案は、各方面隊からの要望や地域の実情を踏まえ、消防団本部の中で協議を重ねて取りまとめたものである。

限られた人員と車両を有効に活用し、消防力を維持・向上させることを目的とする。

I) 組織体制の見直し

II) 消防団員の定員の見直し

III) 機能別消防団員制度の新設

} 消防団条例 改正

【新体制への移行予定】

令和8年4月1日

【再編成の実施内容】

1. 組織体制の見直し

- I) 丹後第3分団と第4分団を統合する。
- II) 弥栄第3分団第1部と同分団第2部を統合し、1分団1部制へ移行する。
- III) 網野第2分団第2部と同分団第3部の車両を配置転換する。

➤ 消防車両及び消防車庫（格納庫・詰所）

- ・丹後第3分団と第4分団の統合により、組織体制見直し後の配備・配置状況は、下表のとおりとする。

I) 消防車両

	現状	見直し後
指令車	6台	6台
ポンプ車	34台	33台
積載車	34台	34台
軽積載車	8台	8台
軽搬送車	1台	1台
合計	83台	82台

II) 消防車庫

	現状	見直し後
格納庫・詰所	75か所	74か所

2. 消防団員の定員の見直し

- 条例定員 1, 538 人とする。

	現状	見直し後
条例定員	1,730 人	1,538 人
実員数 (R7.4.1 現在)	1,467 人	1,467 人
条例定員と実員数の乖離	263 人	71 人

I) 本部 (48人)

団長 1 人、副団長 3 人、指導員 24 人 (外数)、女性団員 20 人

II) 方面隊 (12人)

6 方面隊・・・方面隊毎に、隊長 1 人、副隊長 1 人

III) 分団 (48人)

24 分団・・・分団毎に、分団長 1 人、副分団長 1 人

IV) 部・支援隊 (1, 430人)

車両種別により定数を区分する。

・ポンプ車・・・20人

{5人 (ポンプ車操作員) + 5人 (その他操作補助員)} × 2班

・積載車・・・18人

{4人 (積載車操作員) + 5人 (その他操作補助員)} × 2班

・軽積載車・・・18人

{4人 (軽積載車操作員) + 5人 (その他操作補助員)} × 2班

・軽搬送車・・・14人

{2人 (軽搬送車操作員) + 5人 (その他操作補助員)} × 2班

3. 機能別消防団員制度の新設

I) 目的

団員確保が困難な地域において、消防団OB 等の経験者が再び地域防災に関わることができる枠組みとして導入する。

II) 方針

基本団員として継続を希望する者の意向は尊重し、無理な移行は行わない。

基本団員を退職した後、再入団する形式とする。

III) 任命基準

消防団員若しくは消防職員の経験を有する者

消防団員としての必要な知識経験を有すると団長が認めた者

IV) 活動内容

出動対象は、消防団が出動する全ての災害（火災、風水害、地震等）とする。

出動範囲は、所属する方面隊の管轄区域内とする。

出動以外の活動は、車両・器具機材等の点検及び管理とする。

V) 報酬等

- 年額報酬・・・10,000円とする。※参考：支援団員5,000円

支援団員との報酬額の差は、出動範囲の違いによるものとする。

- 出動報酬・・・災害活動に従事した際の支給条件は、基本団員と同様とする。

- 公務災害補償・・・補償対象

- 退職報償金・・・支給対象

4. 再編成に係る財政比較の試算

I) 消防団員退職報償金の支給に係る掛金

- 掛金の額 19,200円 × 前年度の10月1日現在における条例定員

※根拠法令：消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令

- 見直し前後で実員数に変動がないものとして試算

	現状	見直し後	差額
条例定員	1,730人	1,538人	△192人
掛金総額	33,216,000円	29,529,600円	
定員・実員差による 差額負担額	5,049,600円	1,363,200円	△3,686,400円

II) 消防団員退職報償金負担金に要する経費の一部を交付税措置

- 算式 (A×19,200円-B×C)×0.8

A 前年度の10月1日現在における条例定員

B 当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る補正後の数値

(普通交付税に関する省令第49条の規定の適用を受ける市町村にあっては、

同条の規定を適用した後の数値)

※ 京丹後市人口（国勢調査）×補正係数（1.723）

C 消防組織法第9条に規定する消防本部及び消防署を設置する市町村（消防事務を一部事務組合等において行う。市町村又は消防事務を事務の委託により行う市町村を含む。にあっては111円94銭、その他の市町村にあっては1,119円40銭

- 見直し前後で実員数に変動がないものとして試算

	現状	見直し後	差額
条例定員	1,730人	1,538人	△192人
掛金総額	33,216,000円	29,529,600円	△3,686,400円
交付税措置額	18,725,000円	15,776,000円	△2,949,000円
差額	14,491,000円	13,753,600円	△737,400円

III) 消防団員損害補償に係る掛金

・掛金の額 1,900円 × 前年度の10月1日現在における条例定員

※根拠法令：消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令

・見直し前後で実員数に変動がないものとして試算

	現状	見直し後	差額
条例定員	1,730人	1,538人	△192人
掛金総額	3,287,000円	2,922,200円	
定員・実員差による 差額負担額	499,700円	134,900円	△364,800円

IV) 消防団員報酬・消防団員活動費

・見直し後の条例定員と実員数の差分を機能別消防団員の増員見込みとして試算

種別	機能別消防団員/人	増員見込み	見直し後の増額
年額報酬	10,000円	71人	710,000円
消防団員活動費	15,000円	71人	1,065,000円

5. 今後のスケジュール

- | | |
|-----------|----------------|
| 令和7年10月下旬 | 特別職報酬等審議会 諒問 |
| 令和7年11月上旬 | 特別職報酬等審議会 答申 |
| 令和7年12月議会 | 消防団条例の一部改正 上程 |
| 令和8年 1月上旬 | 消防団条例施行規則の一部改正 |
| 令和8年 4月1日 | 新体制 |

No.	改正条項	形態	内容
1	第3条	規定の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・機能別団員を設けたことから消防団員の種類を整理するもの。 ・第3条の見出しを「消防団員の種類及び定員」とする。 ・消防団員の種類を次のとおり規定する。 基本団員 次号に規定する機能別団員以外の消防団員 機能別団員 市長が定める特定の消防団活動に従事する消防団員 ※①所属する方面隊の管轄区域内の災害への出動（ただし、支援団員は、所属する分団の管轄区域内の災害への出動に限る。 ②配備された車両、器具機材等の点検及び管理 ③前2号に掲げるもののほか、団長が必要と認める活動
2	第3条第2項	規定の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・旧第4条の定員に関する規定を第3条第2項として整理するもの。 ・消防団員の定員は、1,538人とする。
3	第4条	規定の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・旧第3条から第4条へ繰下げる。（条文変更なし）
4	第4条第2項	規定の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・機能別団員の任命に関する規定を追加するもの。 ・機能別団員は、前項各号に規定する資格を有する者で、消防団員若しくは消防職員の経験を有する者又は消防団員としての必要な知識経験を有すると団長が認めた者とする。 ※前項各号に規定する資格 ①市内に居住し、又は勤務する者 ②年齢18歳以上の者 ③志操堅固で、かつ、身体強健な者
5	第4条第3項	規定の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・旧第3条第2項から第4条第3項へ繰下げ、支援団員に関する規定を改めるもの。 ・団長は、必要があると認めるときは、機能別団員のうち特定の地域における消防団活動に限って従事する者（以下「支援団員」という。）を任命することができるものとする。
6	第6条第2項	規定の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号の引用条文を改める。 ・第5条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったときとする。
7	別表第1（第14条関係）	規定の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・機能別団員の年額報酬の額に関する規定を追加するもの。 ・団員 年額36,500円（機能別団員にあっては10,000円とし、支援団員にあっては5,000円とする。）